

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部改正について

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例（平成15年静岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前9時から午後9時（10月1日から翌年の2月末日までの間にあつては、午後8時）まで」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり」に改め、同条に次の表を加える。

区分	開場時間
4月1日から6月30日まで、9月1日から11月30日まで及び3月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
7月1日から8月31日まで	午前9時から午後9時まで
12月1日から翌年の2月末日まで	午前9時から午後4時まで

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。